

現代生殖医療と「多元的親子関係」 ——人類学のパースペクティブ——

上 杉 富 之

はじめに

本小論は、体外受精－胚移植などの先端的生殖医療の実用化にともなって出現しつつある多様な「親」を確認し、人類学（文化人類学・社会人類学）でその「親」をどのように位置づけ得るのかを検討することを目的とする¹⁾。

筆者は先ごろ、日本産科婦人科学会倫理委員会倫理審議会（以下、本小論では、日産婦倫理審議会と略記する）から以下のような意見陳述の依頼を受けた。すなわち、提供卵子の利用の範囲（非親族間のみか、あるいは親族間も認めるか）など、日本で先端的生殖技術の実用化にともなう諸問題を検討するに当たり、日本人独特の親子・親族観が存在するか否かを考慮したいので、そのことを含めて、現代生殖医療の実用化にともなって出現しつつある新しい親族関係を人類学ではどのように考えているのか意見を述べてもらいたいとの依頼であった²⁾。

日産婦倫理審議会の筆者への意見陳述依頼の過程で、興味深いことが一つ明らかとなった。それは、日産婦倫理審議会が先端的生殖医療の実用化に消極的な大きな理由が、先端的生殖医療が日本人（ないし日本社会）の伝統的親子ないし家族関係を混乱させると考えているということであった³⁾。この種の立論は、ただ単に日産婦倫理審議会のみならず、日本のマスメディアの議論においてもしばしば見られる。だが、日本人（あるいは日本社会）に伝統的な親子・親族関係を無限定に想定した上で、それを乱すから先端的生殖医療の実用化に反対するという主張は必ずしも正しくない。むしろ間違っていると、筆者は考えている。それはなぜか。以下では、まずこの点を、人類学における親族研究パラダイムの転換に関する議論を通して明らかにする。

その上で、先端的生殖医療によって新たな「親」（「母」ないし「父」）が出現しつつある現状を確認し、それが親子関係を必ずしも乱すものではなく、むしろ親子関係を多様化ないし多元化する可能性を持つことを示したい。

言うまでもないことだが、筆者のことでの議論は、現代生殖医療が親子や家族・親族などに与える社会・文化的影響に限定するものであることを予めお断りしておく。

1. 親族研究パラダイムの転換

先端的生殖医療の実用化が親子・親族関係を混乱させるのではないかという危惧の背後には、ある特定の民族や地域、国には、その社会独特的伝統的な親子・親族関係が存在するという想定があるようと思われる。そして、その伝統的親子・親族関係を明らかにすることが人類学に期待されてきたし、人類学は親族研究という独自の研究分野を設定してそれに応えてきた。

しかし、ここで確認しておかねばならないのは、人類学的親族研究が1970年代を境に、理論的・方法論的に一変したということである。言葉を換えて言うと、人類学的親族研究は、1970年代に理論的・方法論的的一大転換を成し遂げ、今日の人類学的親族研究はかつてのそれとはまったく異なっているのである⁴⁾。このことは、現代生殖医療をめぐる諸問題を人類学の観点から検討する場合に、二つの意味で重要である。

一つには、人類学における1970年代の理論的・方法論的大転換が、生殖医療における革命的転換、すなわち「生殖革命」の開始時期とほぼ同じ時期であったという点である。つまり、人類学の方法論や理論が根底から揺さぶられている時期に、研究対象である親子や家族の作られ方までもが根本的に変化してしまうという、言わば人類学にとっての「不幸」が重なってしまったわけである。このため、率直に言って、人類学は「生殖革命」下の親子や家族の変化をまだ十分には解明できていはない。

もう一つは、生殖医療に実際に携わっている産婦人科医や生理学者、あるいは生殖医療をめぐる諸問題を議論している法学者や生命倫理学者が、1970年代の人類学の理論的・方法論的大転換の前、あるいは転換

のちょうどその時期に、大学教育などの高等教育を受けたと思われる点である。このことは、先端的生殖医療実用化の是非を論じている者の多くが、時代遅れの親族理論やさまざまな批判を受け、修正を迫られている大理論（たとえば、マードックの「核家族論」）に基づいて現代の親子や家族を論じていることを意味する。

1) ポスト・モダン人類学

さて、それでは、1970年代の人類学的親族研究の理論的、方法論的転換とは何か。その転換とは、一言で言うと、「モダン（近代的）人類学」から「ポスト・モダン人類学」への転換と特徴付けられるであろう（cf. Fox 1991）。

周知のように、人類学は成立当初より、世界諸民族の親子や家族・親族に多大な関心を寄せてきた。たとえば、アメリカの弁護士にして、人類学的親族研究の父とも言うべき L.H. モルガン（モーガン）は、世界諸民族の婚姻や親子・家族、親族形態を無知蒙昧から野蛮、野蛮から文明という発展図式の上に並べて社会進化モデルを作ったが、彼の理論がマルクスやエンゲルスらの社会主義理論の確立に大きな影響を与えたことはつとに有名である。その後、20世紀初めに、親族関係を効果的に記述・分析するために系譜的方法を確立し、またフィールドワークの実施を不可欠とする経験主義的方法論によって近代的人類学は確立した。そして、1950年代半ばには、アメリカの人類学者・G.P. マードックが「核家族論」を展開し、また、フランスの人類学者・C. レヴィ＝ストロースが構造主義的親族論を提示するに至り、人類学的親族研究はその頂点に達した。

しかし、1970年代に入ると、人類学全体、さらには社会科学・人文科学全体を巻き込んだ、巨大な理論的・方法論的パラダイムの転換が始まった。いわゆる、モダニズムからポスト・モダニズムへの転換である。

この時期には、人類学だけでなく、社会全体が変革の嵐に揺れていた。アメリカでは公民権運動やフェミニズムの運動が燃え上がり、ベトナム戦争に対する反戦運動が繰り広げられていた。日本でも、既成の体制を打破すべく学生運動が頂点を迎えたのもこの前後であった。1970年代に明確となった「ポスト・モダン人類学」への一大転換は、このような社会潮流の一部であったと言えよう。

さて、親族研究の学説史をまとめたホーリー（Holy 1996: 3-6）は、1970年代以降の人類学の理論的・方法論的パラダイムの転換を次のように特徴付けている。すなわち、構造から過程への転換、実証主義から認識論への転換、そして部分的観点から統合的観点へのパラダイムの転換である。

構造から過程への関心の移行は、親族研究においては、家族や親族集団の存在を前提としてその構造や機能を問題とする研究から、それらの形成の過程や変化の研究への移行として顕在化した。構造から過程への人類学的研究の移行は、集団から個人、規範から選択への関心の移行であったということもできるであろう。つまり、親族は常に変化するものだという考え方であって、伝統的な日本の親子や家族はどのようなものかというような、時代差や階層差、地域差などの社会、文化、経済、政治などの文脈を無視した問題の立て方がそもそも誤りだと考える。この意味で、本小論の冒頭で紹介したような、「日本人独特の親子・家族が存在するのか」というような素朴な疑問は、現在の人類学的親族研究の観点からするとあまり意味のある問題の立て方ではないと筆者は考える。

親族研究における実証主義から認識論的関心への人類学的研究の移行は、それまでの人文科学において親族として記述・分析されてきたものの意味内容を検討することから出発する。家族や親族の存在を前提にその機能や構造を追求する代わりに、個別社会において家族や親族が何を意味するのかを探ろうとするのである。この理論的転換は、「日本人独特の親子や家族の存在」を前提としてその役割や機能を事細かに研究するのではなく、親子や家族の決められ方の中に、特定の時代の、特定の階層の、特定の社会・文化的文脈に応じた親子・家族観を見出そうという考え方への転換である。

部分的観点から統合的観点への人類学的研究の移行は、親族がけっして独立した研究領域として存在するものではなく、社会や経済、宗教などのより包括的な研究対象領域の一側面にすぎないという認識に基づく。したがって、経済や政治、宗教から分離される独自の分析対象としての親族の存在も否定される。このことは、親子や家族をそれ自体で考えるのではなく、それが埋め込まれている社会・文化の他の要素、たとえばジェンダーや社会階層などから考えねばならないということを意味する。

以上、簡単に述べたように、1970年代を境にして、人類学における

親族研究のパラダイムは一度大きく転換している。

2) 親族の構築主義

さて、ここで、これまで述べてきた1970年代以降の人類学的親族研究の転換が、親子や家族の研究に具体的にどのように反映されるのかということを述べておきたい。

パラダイム転換前の人類学では、親子や家族の存在を自明視し、もっぱらその構造や機能が研究されてきた。そこでは、たとえば、「日本独特の家族」を想定し、それが男性の血縁を重視する垂直拡大家族の構造を持ち、田畠の相続や地主の地位の継承、生産や消費などという機能を持つなどということが事細かに研究されて来たわけである。すでに指摘したことであるが、この種の研究は、特定の民族や社会が独自の親子や家族観を持ち、しかもそれが時代を経ても変わらないという見方に立脚していることが多い。これを、ここでは、親子や家族に関する「本質主義」(essentialism)と規定する。

これに対し、パラダイム転換後の人類学では、「親子」や「家族」の存在を当たり前のものとしてではなく、特定の社会的・文化的文脈において創られたもの=社会・文化的構築物(構成物)であると見なす。したがって、親子や家族関係は、それが見出される社会や文化的コンテクストの変化に応じて作り変えられ得ると考える。この種の考え方を、ここでは、親子や家族に関する「構築主義」または「構成主義」(constructionism)と言うことにする。

さて、親子や家族の研究に関する二つの理論なし方法論を以上のように規定すると、1970年代のパラダイムの転換は、親子や家族に関する本質主義から構築主義への移行と対応していることがわかる。

ここで殊更に親子や家族に関する本質主義と構築主義の対比を持ち出したのは、先端的生殖医療をめぐる諸問題を議論するにあたって、時として、目にあまる本質主義的発言が横行しているように思われるからである。いわく、日本の伝統社会は血縁を重視する、日本の伝統社会は父系である、日本の伝統社会は縦社会である、などなどである。この種の言い方はすべて、社会や文化が歴史的に変化し、それに応じて親子観や親族間、社会観が変化するという点を軽視ないし等閑視しようとしていると言わざるを得ない。

とは言え、年代や地域、階層など、社会・文化的文脈を十分に考慮するのであれば、特定の社会の親子や家族関係を特徴付けることは可能であろう。たとえば、明治初期の上流階層は父系の直系家族（縦社会）を理想としていた、ということはできるであろう。しかし、その場合にも、それはあくまでも理想であって、実際には常に多数の例外があったことを忘れてはならない。娘を介して家筋をつなぐ婿養子や、婚姻時に血のつながらない夫婦を養子に取る両養子などは、日常的に見られる日本の「伝統的」慣行であった。より厳格な血縁意識と父系観念を持つかつての中国社会と比べれば、伝統的日本社会を父系社会と明言することには無理がある。その上、日本の親子や家族觀にはつねに階層差や地域差、時代差がある。このため、人類学では、日本の「伝統社会」は父方（男性側）の血筋を強調する双系社会だとする見方がほぼ定着している。

近年、日本でも離婚と再婚が急増し、その結果、複雑な構造をもった離婚・再婚家族はすでにごく普通のものになっている。また、非婚家族やシングル家族など多様な親子・家族形態が急増している。この傾向は、欧米など先進国社会に共通する特徴で、このことを考えると、もはや日本独特の親子や家族を無限定に語ることに大して意味があるとは思えない。人類学的に意味があるのは、すでに日本独特の親子や家族形態がなくなりつつあるにもかかわらず、なぜその存在がこんなにも頑なに信じられているのかということの方だと思われる。

このように、現在の人類学は、親子や家族はそれが存在する社会や経済、政治、その他もろもろの文脈に応じて作り変えられたり再構築されたりすると考える、構築主義的見方をとっている。しかしながら、現代生殖医療がもたらす親子や家族の変化についてのマスメディアなどの議論を見ると、いたるところで本質主義的言説が横行しているように思われる。つまり、日本の伝統社会や伝統的親子、伝統的家族の擁護を盾に、それを乱すとみなされる卵子の提供や、親族間での配偶子（卵子ないし精子）の提供などの先端的生殖技術を頑なまでに拒否しようとする議論が多いのである。

2. 現代生殖医療と親子

1) 多様な親の出現

さて、次に、冒頭で挙げた第二の点、すなわち現代生殖医療が親子や家族関係を必ずしも乱すものではないという点について述べてみたい。

その前に、まず、現代生殖医療によって、受精段階や妊娠・出産段階等において、精子や卵子の提供者、代理母などの第三者が介入し、多様な「親」が出現している現状を確認しておきたい。

先端的生殖医療（不妊治療）の実用化にともなう多様な「親」の可能性は、理論的には、第三者からの精子ないし卵子の提供の有無、第三者の子宮への胚移植の有無という3つの要素の組合せにより8通り考えられる（表1及び図1、図2参照）⁵⁾。

精子・卵子とともに不妊カップルのものを利用し、不妊女性が自分の子宮で妊娠・出産する場合（表1-(1)）には、人工授精（図1-(1)）と体外受精（図2-(1)）の2通りが区別される。これとは対照的に、精子・卵子とともに第三者から提供を受け、その受精卵（胚）を第三者の子宮で妊娠・出産することも理論的には考えられる（表1-(8)）。が、この場合は普通、養子を取ることになるであろう。一般的には、両者の中間形態、すなわち、提供精子の利用（表1-(5)～(8)及び図1-(2), 1-(4), 2-(4), 2-(5)）や提供卵子の利用（表1-(3), (4), (7), (8)及び図1-(3), 1-(4), 2-(3), 2-(5)）、代理母（人工授精型代理母の場合は表1-(4)及び図1-(3)。体外受精型代理母の場合は表1-(2)及び図2-(2)）が不妊治療として実施され

表1 現代生殖医療における出産の諸形態

	精子*	卵子*	子宮*	図の番号	特記事項
(1)	○	○	○	図1-(1), 図2-(1)	通常の出産、配偶者間人工授精／体外受精
(2)	○	○	×	図2-(2)	ホストマザー（借り腹）
(3)	○	×	○	図2-(3)	提供卵子の利用
(4)	○	×	×	図1-(3)	サロゲートマザー（代理母）
(5)	×	○	○	図1-(2)	非配偶者間人工授精（提供精子の利用）
(6)	×	○	×	図2-(4)	提供精子の利用、ホストマザー（借り腹）
(7)	×	×	○	図2-(5)	提供精子・卵子の利用
(8)	×	×	×	図1-(4)	通常は養取

（柳澤 2002：76の表を参考に作成）

*精子、卵子、子宮の欄は、依頼者（不妊カップル）のものを利用した場合は○、利用していない場合は×と表記。

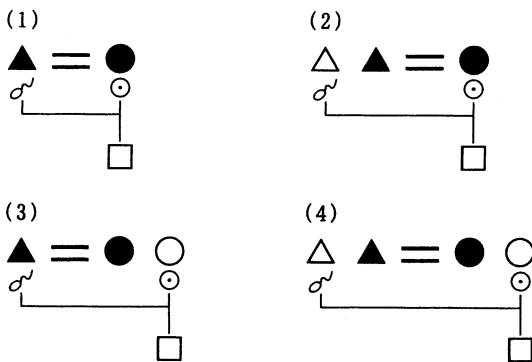


図1 人工授精による出産の諸形態

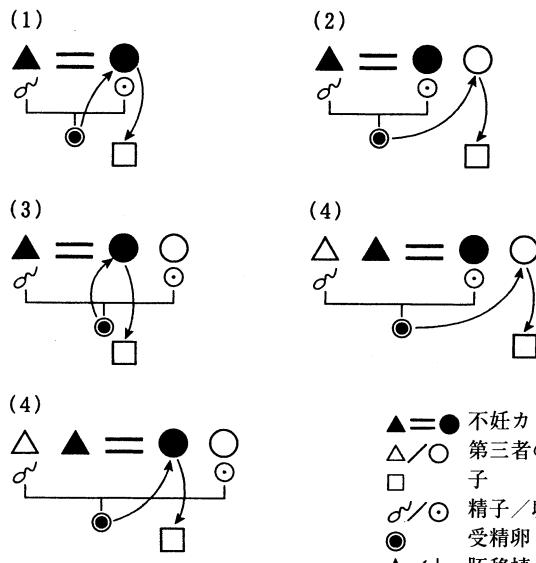


図2 体外受精による出産の諸形態

ているものと思われる。

さて、以上のような、生殖への第三者の介入の結果、これまで単独の女性であった母が、「卵子の母」（卵細胞質移植の場合には、さらに「卵核の母」と「卵細胞質の母」）「子宮の母」「頼みの母」（「意志の母」「社会・法的母」）など複数の女性に分離ないし分化することになった。そのため、一般に、現代生殖医療は親子関係を混乱させると考えられているわけである。

2) 現代生殖医療と母

以上のような親（とくに母）の分離を避けるためもあって、日本をはじめ、欧米各国では精子・卵子の提供や代理母の利用などを法やガイドラインなどで制限ないし禁止している（総合研究開発機構・川井（共編）2001 参照）。しかし、各国での法制化の足並みはそろっていない。一方、商業ベースでは、国を超えた精子・卵子の売買や代理母の斡旋はもちろん、今や、体細胞クローンの作成までもが取りざたされている。日本ではこのような混乱にともなう係争はあまり表沙汰にはならないが、「生殖革命」のさらなる進行を全面的に禁止しない限り、生殖への第三者の介入による親（母や父）の分離は、今後も確実に進行すると筆者には思われる。

将来的にこの種の親の分離が避けられないのであれば、現代生殖医療によって生まれた子の親（父・母）をどのように確定ないし認定すべきかというルール作りを考えなければならないであろう。

ここで、欧米のルール作りの現状を見てみると、以下の2つの点が特に注目される。

まず第一点として、先端的生殖医療の実用化による親の分離にともなって、新たな親子関係確立のルールが出現し始めたということである。これまでには、いずれの国においても、子どもを妊娠・出産した女性が母で、その夫が父であるという原則が確立していた。しかし、アメリカでは、妊娠・出産した「子宮の母」（妊娠・出産の母）ではなく、「卵子の母」（遺伝上の母）ないし「頼みの母」（「意志の母」：子作りを依頼した母）が法的に母と認められる判例が出始めてきているという（金城 1998：157-160）。

これに対し、イギリスでは、「卵子の母」や「頼みの母」ではなく、

「子宮の母」を法的な母とすることが改めて確認された。日本でも、先端的不妊治療を利用して生まれた子と親の法的関係に関する法制審議会の中間報告を見る限り、基本的にはイギリスと同じく妊娠・出産した女性を母と確定するルールを採用するものと思われる（「第三者卵子を使った生殖医療」『朝日新聞』2002年6月26日付朝刊参照）。

妊娠・出産した母が法的母となるべきであるとする根拠は、妊娠・出産した女性は、生まれた子に対して、そうでない女性よりより強い「愛情」を抱くようになるであろうということだ。しかし、果たして「子宮の母」の方が「頼みの母」よりも愛情が強いと確信できるのであろうか。「卵子の母」には子への愛情は育ち得ないのであろうか。筆者は、強い疑問を感じている。

第二に、以上見てきたような、新たな親子関係確立の兆しが見られるにもかかわらず、親子関係の確立にあたっては、母ないし父は一人でなければならないとする、従来の一元的な親子関係（「一元的親子関係」）の原則が遵守され続けているということを指摘したい。アメリカで、「子宮の母」に代わり「卵子の母」ないし「頼みの母」が母とされる判例があることを紹介したが、その場合でも、法的に母と認定されるのはあくまでも一人の女性だけである。それ以外の国では、「子宮の母」を唯一の「母」と見なす一方で、「卵子の母」を「卵子提供者」ないし「卵子ドナー」などと呼び、法的には子とまったく関係のない「提供者」であって「母」と見なすことはいっさいない。むしろ、卵子提供者には「母」としての法的義務を負わすべきではないと考えている。また、代理母が容認されている場合にも、代理母は良くて「母の代わり」（代理の母）であり、ときには「借り腹」などと保育器のごとく扱われ、生殖ないし出産の場で軽視ないし隠蔽される傾向にある⁶⁾。

3. 新たな親子と家族

1) 多元的親子関係

筆者は、以上のような一元的親子関係の考え方に対し、以下で詳しく述べるように、「子宮の母」や「卵子の母」「頼みの母」などの存在をすべてまず認め、さらに、彼女らすべてを母と認知することも視野に入れてはどうかと考えている。

先端的生殖医療（不妊治療）によって親が分離することは確認したが、ここで立ち現れる複数の親子関係（親族関係）を、イギリスの著名な人類学者であるストラザーン（Strathern 1995: 352）は「分散親族関係」（dispersed kinship）と呼んでいる。これは、今まで一元的であった親子関係が、複数の「親」が出現することによって多元的になったということを表わしている。そこで、筆者は、現代生殖医療によって出現した、並存する複数の親子関係を、「多元的親子関係」と呼んでいる。そして、多元的親子関係を無理に一元的親子関係に収斂させることなく、すべて容認してはどうかと考えている。多元的親子関係を認めるということは、言葉を換えて言うと、一人の子どもに対して複数の母や父を同時に認めるということに他ならない。

多元的親子関係の容認を検討してはどうかというような議論は、一見、荒唐無稽に聞こえるであろう。現代生殖医療の実用化によって親子関係が乱れることを懸念する考え方が支配的な現在、この種の議論は火に油を注ぐような乱暴な議論だと思われるかも知れない⁷⁾。

しかしながら、人類学や民俗学ではさまざまな多元的親子関係の存在が報告されている。それは、擬制的親族関係である。擬制的親族関係とは、親子や兄弟姉妹など、親族になぞらえて作った社会的関係のことである。たとえば、名付け親や教父（ゴッドファーザ）、仲人親、「取り上げ親」（出産のとき子を取り上げる産婆など）、さらには鉄漿親や烏帽子親などの儀礼的な親がそれにあたる。

つまり、権利・義務関係の内容や関係の強弱はともあれ、古今東西のさまざまな社会で、法的な親とは別に、儀礼的・社会的な親（擬制親族）などの多様な親が並存してきたし、今でも並存しているのである。擬制的親子関係は多元的親子関係に他ならず、したがって、多元的親子関係の存在はまったくもって新しい事態だというわけではない⁸⁾。

現代アメリカ社会では、「開放養取」（open adoption）と呼ばれる新しい養取慣行が広まりつつあることが報告されている。そこでは、養子はしばしば生みの親（実の親）と面会するなどの関係を維持し、養い親と生みの親という複数ないし多元的な父や母を持つようになってきているという（Modell 2001）。また、レズビアン家族の場合、二人の母親（double motherhood）が存在するという報告もある（Hayden 1995）。さらに、現代生殖医療に関して、アメリカ人の代理母（サロゲート・マザー）

から生まれた日本の子どもが、代理母を「アメリカのおかあさん」と呼ぶような事例も報告されている⁹⁾。このことは、「生殖革命」の進行にともない、法的には認知されていないにせよ、すでに多元的親子関係が構築され、意識に上りつつあることを物語っているように、筆者には思われる。

したがって、現代生殖医療の実用化により親子関係が複雑になるのは事実としても、それが直ちに親子関係に混乱を来たすことにはならないと考える。また、「生殖革命」の進行とそれにともなう親子関係の複雑化の流れをくい止めることができない以上、複雑・多様化した親子関係を多元的親子関係として認めた上で、るべき社会を構想する方がより現実的であると考える。

2) 相互浸透的家族

多元的親子関係を容認するとすれば、子どもが複数の親（父ないし母）を同時に持つので、複数の親家族の間を頻繁に行き来する可能性も出て来る。また、場合によっては、子どもを介して、親同士が親交を持つことにもなるであろう。つまり、この種の家族では、複数の家族の子どもや親が、家族の境界を越えて相互に関係を持つ（行き来する）ということになると予測される。筆者は、この種の家族を、家族成員が家族の境界を越えて互いに行き来するという意味で、「相互浸透的家族」と呼べるのではないかと考えている。ちなみに、アメリカの再婚家族でも、この種の家族間の「浸透性」ないし「透過性」(permeability) が増大してきているとの報告が成されている (Jacobson et al. 2001)。

相互浸透的家族などと言うと、これまた荒唐無稽な机上の空論だと思われるであろう。しかし、孤立した一組の親（家族）が子育てに追われて幼児虐待や育児の放棄に至る現状を考えると、社会に開かれた相互浸透的家族の可能性を考えても良いのではないだろうか。

おわりに

以上、人類学（文化人類学・社会人類学）の観点から、「生殖革命」下で新たに出現するであろう親子や家族関係をどのように考える可能性があるのかということを簡単に述べてきた。

最後に、本小論の論点を今一度確認して結びとしたい。

まず第一に、現代生殖医療の実用化が親子や家族関係を混乱させるという議論の背後にある、「日本人独特の親子・家族観が存在する」という言説の妥当性を検討した。そして、その種の言説が、歴史や社会、文化などの文脈を無視した本質主義的親子・家族観であり、現代生殖医療の実用化にともなって出現しつつある多様な親子・家族関係を否定的に見がちであることを指摘した。

その上で、人工授精や体外受精などの利用によって多様化しつつある親子や家族関係の現状を確認した。また、親子や家族関係の多様化を、生殖技術先進各国でどのように規制ないし制度化しているのかを検討した。その結果、「卵子の母」ないし「頼みの母」を法的母と認定するような新たな親子観が一部の国で見られることと、それにも関わらず、法律の上では、親子関係を常に一元的（「一元的親子関係」）に規定する傾向があることを指摘した。

これに対し、筆者は、人類学的観点から、多様な親子関係が並存する「多元的親子関係」の可能性を提示し、その容認を主張した。多元的親子関係の下では、たとえば、これまで軽視ないし隠蔽されていた「卵子の母」（卵子提供者）や「子宮の母」（代理母）、「頼みの母」（子作りを依頼した母）など、生まれた子の生殖に直接関与したすべての女性を「母」として容認することになるであろう。

本質主義的親族論や一元的親子関係を前提とする親子観からすれば、本小論の主張は親子や家族関係をますます混乱させる主張に他ならない。しかしながら、現代生殖医療のさらなる進展を全面的に禁止するということは現実的でなく、多様な親子や家族関係はさらに増大し続けるであろうことを考えるならば、本小論で試みたように、現代生殖医療の実用化にともなって出現しつつある多様な親子や家族関係を「多元的親子関係」や「相互浸透的家族」などとして概念化し、新たな親子や家族観を構築することが必要だと思われる。

注

- 1) 本小論は、日本産科婦人科学会倫理委員会倫理審議会の要請に応じて、2002年10月25日に、東京丸の内の大丸デパート11階ルビーホールで行った「現代生殖医療と『多元的親子関係』－人類学のパースペクティブ－」と題する報告原稿に、加筆修正を施したものである。

- 2) 日産婦倫理審議会の当面の審議事項は、不妊治療にあたって第三者からの卵子提供を認める場合、提供者を非親族に限定するか、あるいは親族も認めるかどうかということであった。
- 3) たとえば、日産婦倫理審議会が親委員会である倫理委員会へ提出した、平成13年（2001年）2月23日付答申書（「倫理審議会答申書－卵子提供による非配偶者間体外受精・胚移植実施について」）の「添付資料1」によると、非配偶者間人工授精（AID）の実施における問題点の一つとして、「近親者からの精子（卵子）提供は、人間関係や家族関係が複雑になりやすく、生まれてくる子の福祉の観点から望ましくない」と明記されている。また、つい最近、日本産科婦人科学会理事会は第三者から受精卵の提供を受ける不妊治療を認めない方針を明らかにしたが、そこでも親子関係が不明確になり子の福祉に反するということをその種の不妊治療を認めない理由として挙げている（「不妊治療—第三者受精卵認めず」『日本経済新聞』2002年12月8日付夕刊）。
- 4) 人類学における親族研究の転換に関する詳細は、拙稿（上杉 2002a および 2002c）参照。
- 5) ここでは、卵細胞質移植、いわゆる「卵子の若返り法」（活性の低下した高齢女性の卵子に若い女性の卵子から得た細胞質を移植して卵子を活性化させる先端的生殖技術）や体細胞クローニングの作成など、現在まだ一般的でないか実用化されていない生殖技術は除外しておく。
- 6) 「生殖革命」下で出現する多様な母（ないし生殖・妊娠・出産への関与者）の無視や軽視、隠蔽については、大柴（未発表原稿）参照。
- 7) 比較家族史学会第41回研究大会（2002年5月26日、岩手県遠野市民センター「あえりあ遠野」）において、「現代生殖技術への人類学からの対応」と題して「多元的親子関係」容認の可能性に関する報告をしたが、法学をはじめ、ジェンダー研究や宗教学など、ほとんどの研究者の賛同は得られなかった（上杉 2002b 参照）。なお、「多元的親子関係」に関しては印刷中の拙稿（上杉 印刷中）も参照していただきたい。
- 8) 比較家族史学会第42回研究大会（2002年10月26日、群馬県尾島町学習センター）における北海道大学法学部・東海林邦彦教授の報告（「人為的生殖技術（ART）と家族法秩序－後者は前者の制御規範たりうるか？」）によると、例外的ではあるが、旧民法下で、一元的親子関係の原則を逸脱した判例が見られるという。
- 9) たとえば、「日本と世界における代理出産の現状とその問題点とは？」（『ドマーニ』2002年7月1日7月号）参照。

引用文献

「第三者卵子使った生殖医療—出産女性が『母』」

2002『朝日新聞』2002年6月26日付朝刊。

Fox, Richard G.

1991, Introduction. In Fox, Richard G. (ed.), *Recapturing Anthropology*:

- Working in the Present. Santa Fe, New Mexico: School of American Research Press, pp.1-16.
 「不妊治療—第三者受精卵認めず」
 2002『日本経済新聞』2002年12月8日付夕刊。
- Hayden, Corinne P.
 1995, Gender, Politics, and Generation: Reformulating Biology in Lesbian Kinship. *Cultural Anthropology* 10(1): 41-63.
- Holy, Ladislav
 1996, *Anthropological Perspectives on Kinship*. London: Pluto Press.
- Jacobson, David, Liem, Joan H., Weiss, Robert S.
 2001, Parenting from Separate Households: A Cultural Perspective. In Stone, Linda (ed.), *New Directions in Anthropological Kinship*, Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield Publishers, pp.229-245.
- 金城清子
 1998『生命誕生をめぐるバイオエシックス－生命倫理と法』東京：日本評論社。
- Modell Judith
 2001, Open Adoption: Extending Families, Exchanging Facts. In Stone, Linda (ed.), *New Directions in Anthropological Kinship*, Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield Publishers, pp.246-263.
 「日本と世界における代理出産の現状とその問題点とは？」
 2002『ドマーニ』（小学館）2002年7月1日7月号（第6巻第7号），274-277頁。
- 大柴弘子
 「『生殖介助術（ART）』により出現する多様な『母』および『親・子』」
 （未発表原稿）
 総合研究開発機構・川井健（共編）
 2001『生命科学の発展と法－生命倫理法試案』東京：有斐閣。
- Strathern, Marilyn
 1995, Displacing Knowledge: Technology and the Consequences for Kinship. In Ginsburg, Faye D. and Rapp, Rayna (eds.), *Conceiving the New World Order*. Berkeley: University of California Press, pp.346-363.
- 上杉富之
 2002a「新生殖技術時代の人類学－親族研究の新たな展開」『民族学研究』66巻4号：389-413頁。
 2002b「『現代生殖技術への人類学からの対応』報告要旨」『会報・比較家族史』39号付録2-5頁。
 2002c「人類学における親族研究の現状と課題」比較家族史学会（編）『家族－世紀を越えて』東京：新経済評論社，245-258頁。
 （印刷中）「生殖革命と新生殖技術－出産及び生命観に及ぼす社会・文化

的影響」『日本民俗学』232号。
柳澤桂子
2002『NHK人間講座－生命の未来図』東京：日本放送出版協会。